

令和2年6月25日

保護者の皆様へ

大和市こども部  
ほいく課長

### 7月1日以降における登園自粛要請の終了について

保護者の皆様におかれましては、本市の保育行政に、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市からの登園自粛要請や必要最小限の利用などについて、多くの皆様に御協力いただき、あらためて感謝申し上げます。

緊急事態宣言が解除された後、経済再生の動きが本格化する中で保育を必要とする園児が増加していることから、市としての登園自粛要請を6月30日迄とし、それに伴う保育料の減額も終了といたします。

保育所等では、これまで様々な感染予防に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症は終息したわけではなく、「3密」（「密閉」・「密集」・「密接」）を保育の現場で完全になくすることは困難であることや、児童数が増えることで今までよりもさらに厳しい状況の中で児童を預かることになることから、引き続き感染防止策の徹底が必要となってまいります。

このため、保護者の皆様におかれましては、保育所等の利用を必要最小限としていただきながら、下記のことについて、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、記載している内容については、現時点のものであるため、今後の新型コロナウイルス感染の状況によって変更する可能性があります。

#### 【保護者の皆様へ、重要なお願い】

1. 登園にあたっては、必ず、登園前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には、保育所等はお休みください。また、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、保育所等はお休みください。
2. 7月1日以降は、保育料等の取扱いは通常通りとし、日割り計算による減額は行いません。
3. 子どもが感染した場合や子どもが濃厚接触者に特定された場合などは、保育所等の利用はできません。感染が疑われる場合などは、保健所等に御相談のうえ、園に御連絡ください。
4. 園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大した場合など、今後の状況によっては、緊急的に休園等の対応を実施することもありますので、あらかじめ御承知おきください。
5. 保育所等においては、子どもの安全・保護者の安心に配慮した感染症予防に努めていますが、多くのお子様が集団で生活する場所であることについて、御理解と御協力をお願いします。

連絡先：○保育所の運営に関すること

保育指導係 046-260-5672

○保育施設等の利用料に関すること

認定入所係 046-260-5607